



国海安第139号
平成23年12月27日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長
平原 祐



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

IMOにおいて、タンカーの火災及び油流出等の事故防止等を目的としてSOLAS条約附属書改正案が採択され、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶設備規程等について所要の改正を行った。

今般、これらの改正を受け、船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

- ①酸素濃度計備え付け義務化に係る改正
 - 3-3 船舶消防設備規則
 - ・持運び式であること等を規定
 - ②固定式炭化水素ガス検知装置備え付け義務化に係る改正
 - 3-3 船舶消防設備規則
 - ・装置の備え付け場所の詳細等を規定
 - 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示
 - ・装置の詳細要件（装置の構成等）を規定
 - ③原油タンカーの貨物油タンクの防食措置の義務化に係る改正
 - 2-1 船舶構造規則
 - ・防食措置を行う場所の詳細等を規定
 - 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示
 - ・防食措置の詳細要件（塗装又は耐食鋼の性能基準等）を規定
 - ④その他の改正
 - 2-3 船舶防火構造規則
 - ・A級仕切管貫通部の取扱いの改正
 - 3-1-6 航海用具の基準を定める告示
 - ・高機能グループ呼出受信機の技術的要件の改正
 - 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示
 - ・非常用消火ポンプの吸入口の要件に係る MSC Circ. の取入れ
 - ・煙管式火災探知装置の技術的要件の改正
 - 6-1 船舶機関規則
 - ・ハイリースキュードプロペラの溶接補修に係る図の追加
- その他形式的修正等所要の改正